

アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**



石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- じゃもんせき 蛇紋石系石綿 クリントイル（白石綿）
- かくせき 角せん石系石綿
 - クロシドライト（青石綿）
 - アモサイト（茶石綿）
 - アンソフィライト
 - トレモライト
 - アクチノライト

事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止されています。**
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が**石綿を含有していないことを確認**してください。
- **機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ**書面や分析結果により確認**してください。

※平成18年9月1日の時点で既に使用されている^注物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注) 「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。
なお、建物等から取り外したものを再利用することはできません。

※平成18年9月1日以前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

関係法令

○労働安全衛生法（抜粋）

（製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

※石綿及び石綿含有製品は、製造や取扱いの過程で労働者に重大な健康障害を生ずるため、労働安全衛生法で製造や輸入が禁止されています。この規定に違反すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられるとともに、両罰規定により法人なども罰金刑を科せられます。

●製造等禁止前に使用されていた主な石綿（アスベスト）含有製品

製品の種類		主な用途
建材	石綿セメント円筒	煙突など
	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
摩擦材	クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱、電気絶縁板		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの静止部分の密封に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布など）、実験用金網など

●輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

- ・パッキン （鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として）
- ・ガスケット （航空機用、自動二輪車として）
- ・セラミック付き金網 （学校実験用）
- ・ブレーキシュー・パッド （自動二輪車として）